

# News Letter



発行者/やました司法書士社労士合同事務所 代表 山下哲史 電話 077-528-0007 FAX 077-528-0240 平日 8:45~17:00

## 副業・兼業の促進に関するガイドライン

### ◆副業・兼業の現状

副業・兼業を希望する者は年々増加傾向にあり、副業・兼業を行う理由は、自分がやりたい仕事であること、スキルアップ、資格の活用、十分な収入の確保等さまざまであり、また、副業・兼業の形態も、正社員、パート・アルバイト、会社役員、起業による自営業主等さまざまです。多くの企業では、副業・兼業を認めておらず、企業が副業・兼業を認めるにあたっての課題・懸念としては、自社での業務がおろそかになること、情報漏洩のリスクがあること、競業・利益相反になること等が挙げられます。また、副業・兼業に係る就業時間や健康管理の取扱いのルールが分かりにくいとの意見もあります。

厚生労働省は平成30年1月のモデル就業規則を改定し、労働者の遵守事項の「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」という規定を削除し、副業・兼業について規定を新設しました。さらに、令和2年9月の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改定に伴い、副業・兼業についての記述を改訂され、令和3年4月時点で示しているモデル就業規則についても、事業場の実態に合ったものとしなければならないことから、副業・兼業の導入の際には、労使間で十分検討するようにしてくださいとの記載がございます。副業・兼業に係る相談、自己申告等を行ったことにより不利益な取扱いをすることはできません。この「副業・兼業」については、他の会社等に雇用される形での副業・兼業のほか、事業主となって行うものや、請負・委託・準委任契約により行うものも含むことに留意が必要です。なお、労働契約であるか否かは実態に基づいて判断されます。労基法の労働時間規制、安衛法の安全衛生規制等を潜脱するような形態や、合理的な理由なく労働条件等を労働者の不利益に変更するような形態で行われる副業・兼業は、認められず、違法な偽装請負の場合や、請負であるかのような契約としているが実態は労働契約だと認められる場合等においては、就労の実態に応じて、労基法等の規定の適用を受けることになります。

どのような形で副業・兼業を行う場合でも、過労等により業務に支障を来さないようにする観点から、就業時間が長時間にならないよう配慮することが望ましいでしょう。

## 年金手帳の廃止について

公的年金の被保険者(加入者)に交付する年金手帳が来年度に廃止されることとなりました。年金記録の証明書として大切に保管するよう求められ「将来年金を受け取るための重要書類」と考える人は多いと思いますが、その本来の役割はかなり以前から次第に薄れていたように感じます。

年金手帳は手のひらサイズの小冊子で、国民年金や厚生年金の被保険者であることを証明する書類となり1974~96年に発行されたものは表紙がオレンジ色、97年からは青色表紙の色で世代がわかり、目安として60代後半から40代半ばはオレンジ色、青色はそれより若い世代となっております。歴史を振り返ってみると、日本の公的年金は61年に国民皆年金になり、会社員が加入する厚生年金に加え、自営業者らが加入する国民年金という、仕組みを確立しました。しかし、当時は制度が別々で、加入記録もそれぞれ独立した番号体系となり、国民年金は表紙が茶色の年金手帳、厚生年金は別の証明書で加入記録を管理しておりました。転職などで加入制度が変わると管理も複雑になり、そこで74年に国民年金と厚生年金の被保険者証明書を共通化し、オレンジ色の年金手帳として統一したという経緯があります。手帳には、国民年金と厚生年金それぞれの番号の記載欄があり、加入制度が変わっても1冊で管理できることが本来の目的であり、86年にはバラバラの年金制度を一体化し、国民共通の国民年金(基礎年金)を1階部分、厚生年金は上乘せの2階部分とする基礎年金制度ができ、97年には年金記録を一つの番号体系で統一管理する「基礎年金番号」ができました。基礎年金番号は10桁(記号4桁+番号6桁)からなり、加入する年金が変わっても生涯変わることはありません。これにあわせ登場したのが青色の手帳で、基礎年金番号を記載し、以前のオレンジ色の手帳を持つ人らには基礎年金番号がわかる通知書を交付しております。しかし、徹底はできず、基礎年金番号に統合されない持ち主不明の年金記録が約5000万件あることが明らかになり、いわゆる「消えた年金問題」が起こることとなります。

年金手帳は現在、国内に住む人が20歳になり、国民年金被保険者になった月に郵送され、20歳前に就職した人は厚生年金被保険者になるため勤務先を通じて交

付する流れとなっておりましたが、13年、住民票を持つすべての人に個人番号を割り振るマイナンバー制度が導入され、18年3月からはマイナンバーだけで公的年金の手続きが可能となっております。また、マイナンバーは、基礎年金番号、住民基本台帳ネットワークとひも付けられており、住所・氏名の変更については、住基ネットの情報が変われば、年金の情報も書き換えられるため、届ける必要がなくなり、会社が、社員の年金手続きをする際も、マイナンバーを記載すれば、基礎年金番号は不要となっております。

こうして年金手帳の役割は終わり、22年4月施行の改正国民年金法で廃止をする流れとなりましたが、年金手帳はすぐに廃棄せず、当分は保管をして頂く必要がありますのでご注意ください！

### 法改正情報

#### ◆全国健康保険協会傷病手当金制度見直し

現在、健保協会より傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から最長1年6ヵ月です。これは、1年6ヵ月分支給されるということではなく、1年6ヵ月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も1年6ヵ月に算入されます。支給開始後1年6ヵ月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されませんでした。

しかし、今期の通常国会では、次の改正法案が提出され令和4年1月1日に施行予定となっております。

##### ■1.傷病手当金制度の見直し

傷病手当金の支給期間である「支給開始日から起算して1年6か月間」を、「傷病手当金が支給された期間を通算して1年6か月間」とする。

出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その期間を延長して支給が受給できることとなります。

#### ◆改正育児・介護休業法では男性育休制度も創設

今国会で成立した改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後に取得できる、新しい育児休業制度も設けられました。

新制度は、2回までの分割取得が可能で、労使協定を締結し、労働者と事業主が個別に同意している場合には休業中の就業も一定程度可能とするなど、柔軟な制度となっております。

詳細は今後省令等において明らかにされ、令和3年6月9日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日より施行されます。企業において改正対応を検討するタイミングはまだ少し先となりますが、昨今の変化を踏まえると、今から育児休業を取得しやすい環境を整備しておくことは、若手人材の募集や定着を促す意味でも、効果が期待できそうです。

#### 7月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

##### 12日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合]<7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分>[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所]<前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新>[労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]

##### 15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

#### ◆お盆休みのお知らせ◆

平素はひとかたならぬご厚情にあずかり、心から御礼申し上げます。

当事務所では以下の期間をお盆休みとさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、ご了承のほどよろしく申し上げます。

**盆休み期間：8月12日(金)～8月15日(日)**

お盆休み中に頂いたお問合せについては、8月16日(月)以降に順次回答させていただきます。



#### 今日は何の日

珈琲がお好きな方も多いと思いますが、8月1日は 白黒つけない～♪のCMでも有名な“カフェオーレ”の日です。6月1日(世界牛乳の日)と10月1日(コーヒーの日)のちょうど真ん中にあたり、ミルク:コーヒーが1:1になっていますね。

ちなみにカフェオーレはフランスで好まれる飲み方でフランス語の『café au lait』※イタリア語ではカフェミスト。

一方、エスプレッソに温めたミルクを混ぜたものはエスプレッソの本場イタリアの『Caffé con Latte』に基づいてカフェラテと表記したりします。

みなさんのお好きな飲み方は何ですか？

カフェオーレ ミルク:ドリップコーヒー=1:1

カフェラテ ミルク:エスプレッソ=4:1

カプチーノ 泡立ミルク:エスプレッソ=4:1

※一般的に下の飲み方ほどコーヒーの味が濃くなります。

